

事業概要

平成30年度
(平成29年度実績)

徳島県食肉衛生検査所
徳島市不動本町2丁目140-3
TEL 088-633-8277
FAX 088-633-8275

目次

第1章 総説

1	沿革	2
2	組織・機構	3
3	職員構成	3
4	施設の概要	4
5	食肉衛生検査所及びと畜場の所在地	5
6	徳島県食肉衛生検査所設置条例	6
7	と畜検査手数料	6
8	所長決裁の範囲	7
9	主な検査機械器具一覧	8
10	と畜場の概要	9

第2章 と畜検査事業

1	と畜検査事業の概要	11
2	と畜場別検査状況	12
3	月別検査状況	13
4	と畜検査結果に基づく処分	14
5	とさつ解体禁止及び全部廃棄の疾病別頭数	15
6	全部廃棄処分の疾病別内訳	16
7	病畜検査頭数及び精密検査件数	17
8	と畜検査の保留検査状況	18
9	残留抗菌性物質検査状況	18
10	と畜検査頭数の推移	19

第3章 乳肉食品等検査事業

1	乳肉食品等検査事業の概要	21
2	乳肉食品等の試験検査件数	21
3	残留有害物質モニタリング検査件数	22
4	枝肉及び施設等の拭き取り検査件数	23
5	放射性物質検査	23

第4章 牛海綿状脳症対策事業

1	牛海綿状脳症対策事業の概要	25
2	牛海綿状脳症(BSE)スクリーニング検査件数	25
3	めん羊・山羊の伝達性海綿状脳症(TSE)スクリーニング検査件数	25

第5章 食鳥指導事業

1	食鳥指導事業の概要	27
2	食鳥処理施設	27
3	食鳥処理の状況	28
4	食鳥検査羽数及び食鳥のとさつ、内臓の摘出禁止又は廃棄したものの原因	29
5	許可、変更、認定等の件数	30
6	指導等の状況	30
7	収去検査等の状況	30
8	精密検査件数	30

第6章 調査研究・啓発事業等

1	研修・学会等の状況	32
2	啓発事業等の状況	33

第1章 総説

1. 沿革

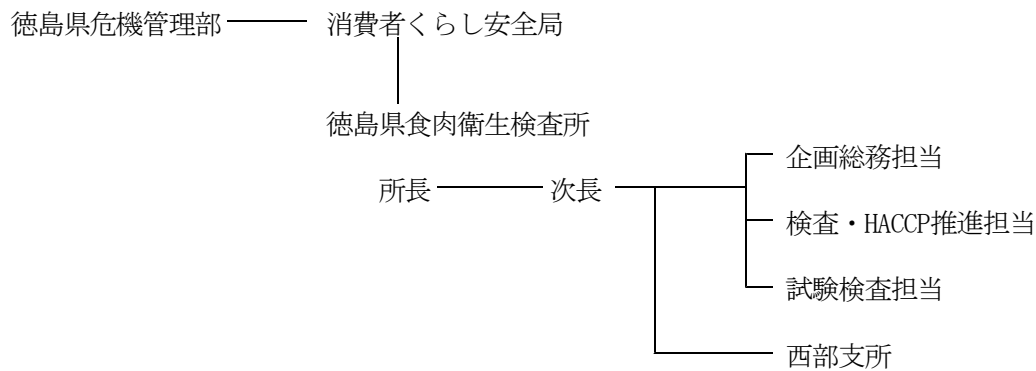
わが国の食肉検査は、明治4年大蔵省通達「屠牛取締方」に始まったとされ、また同39年「屠場法」の制定により確立されたと思われる。昭和21年、それまでは警察部局が実施していたものを衛生部局が担当し、各保健所獣医師職員が「と畜検査員」として、各々のと畜場においてと畜検査を実施する。

昭和21年当時、徳島県下には 11 カ所のと畜場（簡易と畜場を含む）が存在していたが、その後の統廃合（海南町、阿南市、吉野町、池田町等のと畜場の統廃合）により、平成3年3月末5カ所のと畜場（食肉センター）となった。

平成3年4月1日食肉検査のより高度な技術に基づく科学検査と検査体制の広域化、一元化を図るとともに、食鳥肉の衛生確保をも含めた総合的な食肉の安全確保のための検査機関として、徳島県食肉衛生検査所が保健所から分離独立し発足した。

平成3年	平成3年4月 徳島県食肉衛生検査所設置 徳島県食肉衛生検査所設置条例（平成3年3月22日徳島県条例第8号） 徳島県と畜場法施行細則（平成3年4月1日一部改正）
平成4年	管理課に「食鳥指導係」を置く 徳島県行政組織規則の一部を改正する規則（平成4年4月1日徳島県規則第33号）
平成7年	管理課精密検査係を精密検査課として設置 徳島県行政組織規則の一部を改正する規則（平成7年3月31日徳島県規則第39号） 新庁舎落成にともない検査所の位置を「徳島市不動本町二丁目」に変更する 徳島県食肉衛生検査所設置条例の一部改正（平成7年12月25日徳島県条例第59号）
平成13年	BSEスクリーニング検査開始（10月18日）
平成14年	精密検査課に「精密検査第三係」を置く 徳島県行政組織規則の一部を改正する規則（平成14年3月29日徳島県規則第43号）
平成16年	時間外と畜検査実施要綱を9月30日をもって廃止とする
平成17年	検査課に「検査第三係」を置く 徳島県行政組織規則の一部を改正する規則（平成17年3月31日徳島県規則第59号）
平成18年	検査課、精密検査課の係及び食鳥指導係を担当制とする 徳島県行政組織規則の一部を改正する規則（平成18年3月31日徳島県規則第50号）
平成19年	管理課を廃止し「企画総務課」を置き、担当制とする 徳島県行政組織規則の一部を改正する規則（平成19年4月27日徳島県規則第43号）
平成21年	と畜検査手数料改正 徳島県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例 （平成21年3月26日徳島県条例第18号）
平成26年	精密検査担当を廃止し試験検査担当とする
平成29年	検査担当を廃止し検査・HACCP推進担当とする

2. 組織・機構



3. 職員構成

(H30.4.1現在)

分類 組織		正規職員			臨時職員	非常勤職員			計
		獣医師	薬剤師	事務職	事務補助	嘱託 獣医	検査 補助	現場 補助	
所長		1							1
次長 (兼西部支所長)		1							1
企画 総務 担当	課長補佐	1							1
	主査兼係長			1					1
	企画総務担当	2			1				3
検査・ HACCP 推進 担当	課長	1							1
	課長補佐 (兼西部支所長補佐)	1							1
	主査兼係長	1							1
	検査担当	9				5		2	16
試験 検査 担当	係長	1							1
	試験検査担当	5	1				2		8
西部 支所	担当	2							2
合計		25	1	1	1	5	2	2	37

4. 施設の概要

(1) 施設の概要

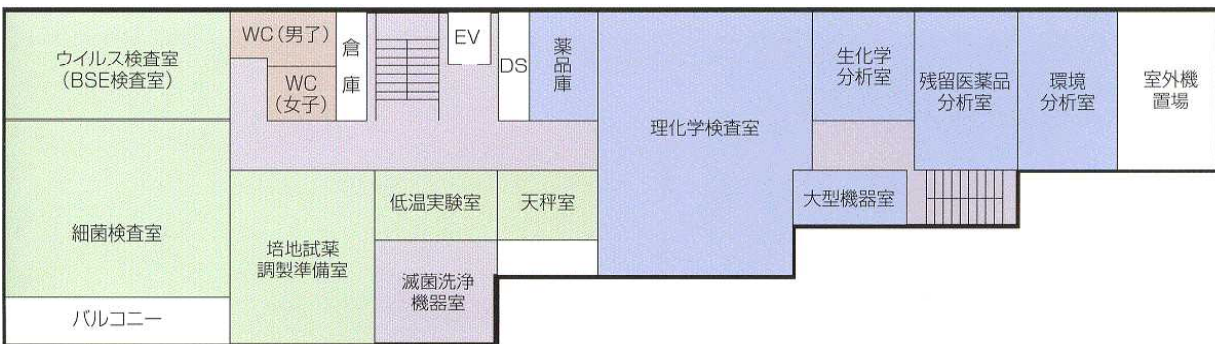
敷地面積	2,257.11㎡	管理部門	1,153.147㎡
延床面積	1,872.32㎡	理化学部門	275.273㎡
構造規模	鉄筋コンクリート3階建	微生物部門	230.700㎡
附属施設	駐車場 1,150㎡	病理部門	213.200㎡

(2) 平面図

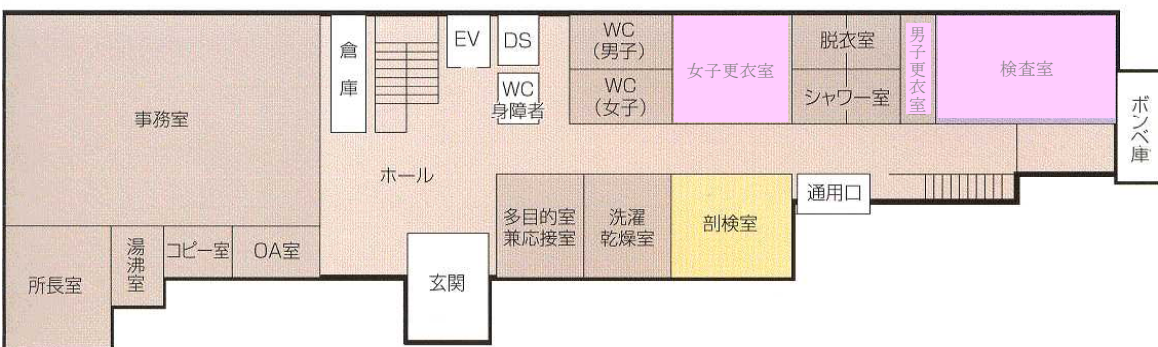
3階



2階



1階



5. 食肉衛生検査所及びと畜場の所在地

と畜場番号

本所 徳島県食肉衛生検査所 徳島市不動本町2丁目140-3 TEL 088 (633) 8277 FAX 088 (633) 8275	—	徳島市立食肉センター 徳島市不動本町3丁目1724-2 TEL 088 (632) 0321	①
		日本ハム(株)徳島工場附設と畜場 名西郡石井町高川原字高川原831-1 TEL 088 (674) 4191	②
		眉山食品(株)鳴門食肉センター 鳴門市撫養町南浜字大工野51-2 TEL 088 (685) 8222	③
西部支所 美馬市脇町大字猪尻字建神社下南73 西部総合県民局美馬庁舎 TEL, FAX 0883 (53) 8477	—	美馬食肉センター 美馬市美馬町字中須82-1 TEL 0883 (63) 2197	④
		(株)にし阿波ビーフ 三好郡東みよし町足代890-3 TEL 0883 (79) 3125	⑤



6. 徳島県食肉衛生検査所設置条例

徳島県食肉衛生検査所設置条例（平成3年3月22日 徳島県条例第8号）

（設置）

第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一百五十六条第一項及び第二項の規定に基づき、と畜場法(昭和二十八年法律第百十四号)に基づくと畜検査その他獣畜の処理の衛生に関する事務、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成二年法律第七十号)に基づく食鳥処理の衛生に関する事務及び食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)に基づく食品衛生に関する事務を分掌させるため、徳島県食肉衛生検査所(以下「食肉衛生検査所」という。)を設置する。

2 知事は、必要があると認めるときは、食肉衛生検査所に支所を置くことができる。
(平一五条例三七・一部改正)

（名称、位置及び所管区域）

第二条 食肉衛生検査所の名称、位置及び所管区域は、次の表のとおりとする。

名 称	位 置	所管区域
徳島県食肉衛生検査所	徳島市不動本町二丁目	県の区域

(平七条例五九・一部改正)

附 則

この条例は、平成三年四月一日から施行する。ただし、第一条第一項中食鳥処理の衛生に関する事務及び食鳥処理場における食品衛生に関する事務に係る部分は、平成四年四月一日から施行する。

附 則(平成七年条例第五九号)

この条例は、平成八年一月一日から施行する。

附 則(平成一五年条例第三七号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成二三年条例第四八号)

この条例は、平成二十四年一月一日から施行する。

7. と畜検査手数料

(単位：円)

種類	牛・馬	生後1才未満の牛	200 kg以下の馬	豚・めん羊・山羊
手数料	800	500	400	300

徳島県危機管理関係手数料条例
(平成16年 徳島県条例第39号)

8. 所長決裁の範囲

- 一 徳島県危機管理関係手数料条例に関する次のこと。
 - 1 第二条の規定による手数料の徴収(委任事務に係るものに限る。)
 - 2 第五条の規定による手数料の減免(委任事務に係るものに限る。)

- 二 と畜場法(昭和二十八年法律第百十四号)に関する次のこと。
 - 1 第四条第一項の規定によると畜場の設置の許可及び同条第三項の規定によると畜場の構造設備等の変更の届出の受理
 - 2 第五条第二項の規定による獣畜の種類及び一日当たりの頭数の制限
 - 3 第七条第六項(第十条第二項において準用する場合を含む。)の規定による衛生管理責任者等の配置又は変更の届出の受理
 - 4 第八条(第十条第二項において準用する場合を含む。)の規定による衛生管理責任者等の解任命令
 - 5 第十二条第一項の規定によると畜場使用料及びとさつ解体料の認可
 - 6 第十三条第一項第一号の規定による自家用とさつの届出の受理及び同条第三項の規定によると畜場以外の場所において獣畜をとさつし、又は解体する者に対する必要な指示
 - 7 第十四条第一項から第三項まで(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定による獣畜のとさつ、解体等の検査
 - 8 第十六条の規定による公衆衛生上必要な限度における措置
 - 9 第十七条第一項の規定によると畜場の設置者若しくは管理者、と畜業者その他の関係者からの報告の徴収及び当該職員による立入検査
 - 10 第十八条第一項の規定によると畜場の許可の取消し又はと畜場の施設の使用の制限若しくは停止命令及び同条第二項の規定によるとさつ若しくは解体の業務の停止命令又は禁止

- 三 と畜場法施行令(昭和二十八年政令第二百十六号)に関する次のこと。
 - 1 第四条第二号の規定による地域の指定及び獣畜のとさつの許可
 - 2 第五条第一項第一号から第三号までの規定によると畜場外への持出しの許可

- 四 と畜場法施行条例(平成十二年徳島県条例第三十一号)に関する次のこと。
 - 1 第三条の規定による完了の届出の受理及び検査
 - 2 第四条の規定による届出の受理

- 五 食品衛生法第五十四条の規定による食品等の廃棄その他食品衛生上の危害除去のための必要な措置命令(と畜場内及び食鳥処理場内におけるものに限る。)

- 六 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成二年法律第七十号)に関する次のこと。
 - 1 第三条の規定による食鳥処理の事業の許可
 - 2 第六条第一項の規定による食鳥処理場の構造又は設備の変更の許可及び同条第三項の規定による氏名等の変更の届出の受理
 - 3 第七条第二項の規定による地位の承継の届出の受理
 - 4 第八条の規定による食鳥処理の事業の許可の取消し又は事業の全部若しくは一部の停止命令
 - 5 第九条の規定による食鳥処理場の整備改善命令若しくは食鳥処理場の全部若しくは一部の使用の禁止命令又は食鳥処理の事業の許可の取消し若しくは食鳥処理の事業の全部若しくは一部の停止命令
 - 6 第十三条の規定による食鳥処理衛生管理者の解任命令
 - 7 第十四条の規定による廃止、休止又は再開の届出の受理
 - 8 第十五条第一項から第三項までの規定による検査
 - 9 第十六条第六項の規定による解任命令並びに同条第九項の規定による認定小規模食鳥処理業者に対する指導及び助言
 - 10 第二十条の規定による措置
 - 11 第二十五条第三項の規定による食鳥検査の実施の報告の受理
 - 12 第三十七条第一項の規定による報告の徴収
 - 13 第三十八条第一項の規定による当該職員による立入検査及び関係者に対する質問等

- 七 徳島県食肉衛生検査所の施設の維持及び管理の業務の委託に関する事務の処理

9. 主な検査機械器具一欄

機械器具名	数量	機械器具名	数量
透過型電子顕微鏡	1	リアルタイム PCR システム	2
凍結組織切片作成装置	1	PCR 増幅装置	2
写真顕微鏡システム	1	嫌気培養装置	2
密閉式自動包埋装置	1	電気泳動装置	7
落射型蛍光顕微鏡	1	電気泳動ゲル撮影装置	1
ディスクッション顕微鏡	1	パルスフィールド電気泳動装置	1
自動包埋装置	1	感染動物飼育装置	1
電顕用自動現像機	1	手指消毒器	2
臓器撮影装置	2	ストマッカー	2
真空蒸着装置	1	マイクロ冷却遠心機	3
ガラスナイフ制作機	1	乾熱滅菌器	2
ウルトラマイクロトーム	1	高圧蒸気滅菌器	5
サーベイメーター	1	微量用遠心濃縮器	1
ガンマ線核種分析測定装置一式	1	実体顕微鏡	1
ベクレルモニター	1	光学顕微鏡	2
マイクロプレートリーダー制御システム	2	デンシトメータ	1
マイクロプレートウォッシャー	4	超低温フリーザ	4
高速液体クロマトグラフ	2	細胞破碎装置	3
原子吸光分光高度計	1	CO2 インキュベーター	1
LC-MS-MS	1	恒温水槽	6
ガスクロマトグラフ装置	1	精密電子天秤	2
臨床化学自動分析装置	1	恒温器	10
高度冷却遠心分離機	2	ホモジナイザー	3
生化学自動分析装置ドライケム	1	安全キャビネット	1
紫外可視分光光度計	1	クリーンベンチ	3
分光測色計	1	pHメーター	2
超音波洗浄機	2		
ペリスタポンプ	1		
超純水製造装置	4		
有機溶媒回収装置	3		
オートシーケンサー	1		

10. と畜場の概要

と畜場 番号 区分		①	②	③	④	⑤
		名称	徳島市立 食肉 センター	日本ハム(株) 徳島工場 附設と畜場	眉山食品 (株)鳴門 食肉 センター	美馬食肉 センター
設置者	徳島市	日本ハム(株)	眉山食品 株式会社	中川 龍夫	株式会 社にし阿 波ビーフ	
所在地	徳島市不動本 町三丁目1724 -2	名西郡石井町高川 原字高川原838-1	鳴門市撫 養町南浜 字大工野 51-2	美馬市美馬町字 中須82-1	三好郡 東みよし町 足代890-3	
設置許可 年月日	昭和61年 12月18日	昭和49年 10月1日	平成28年 3月30日	平成24年 3月31日	平成28年 3月18日	
敷地面積	15,430㎡	71,824㎡	14,702㎡	2,227㎡	4,389㎡	
建築面積 (延)	7,830㎡	12,366㎡	2,995㎡	306㎡	1,335㎡	
処 理 数	大動物	150頭/日			11頭/日	27頭/日
	小動物	400頭/日	916頭/日	250頭/日		
汚 水 処 理	能力	1,200m ³	2,000m ³	800m ³	44m ³	
	処理 方式	活性汚泥法 (接触爆気 ・凝集沈殿)	活性 汚泥法	活性 汚泥法	活性 汚泥法	公共下水

第2章 と畜検査事業

1. と畜検査事業の概要

(1) 検査頭数

平成 29 年度の検査頭数は、192,267 頭（牛 5,967 頭 とく 8 頭 馬 59 頭 豚 186,233 頭）であり、対前年比 101 %（牛 109 % とく 100 % 馬 126 % 豚 101 %）と増加した。

(2) 時間外とさつ・切迫とさつ獣畜の検査状況

時間外と畜検査は平成 17 年 10 月 1 日より廃止されている。

切迫とさつは平成 7 年度より 0 頭である。

(3) 検査結果による処分

イ. とさつ禁止

牛 1 頭（敗血症 1 頭）、豚 6 頭（豚丹毒 6 頭）の計 7 頭であった。

ロ. 全部廃棄

牛 45 頭（白血病 23 頭、敗血症 9 頭、水腫 7 頭、黄疸 3 頭、膿毒症 1 頭、腫瘍 1 頭、その他 1 頭）、とく 1 頭（その他 1 頭）、豚 162 頭（豚丹毒 58 頭、敗血症 56 頭、膿毒症 20 頭、腫瘍 10 頭、変性又は萎縮 9 頭、水腫 6 頭、白血病 2 頭、黄疸 1 頭）であった。

ハ. 一部廃棄

牛 3,835 頭（前年度比 134 %）、豚 134,129 頭（119 %）で牛豚ともに炎症に関連したものが多かった。

(4) 保留検査頭数

と畜検査における保留検査実施頭数は 116 頭であり、検査結果に基づき 72 頭の全部廃棄処分を行った。保留理由の内訳は、牛では白血病、高度の水腫、敗血症の順で多く、豚では豚丹毒、敗血症が多かった。

(5) 衛生指導事業

平成 8 年に改正されたと畜場法施行規則に基づき、管内と畜場の衛生的な処理について、と畜場関係者と協議を重ね、適切な衛生管理の周知徹底を図った。

また、7 月から 8 月にかけて「と畜場衛生向上月間」の一環として、管内 5 と畜場において衛生講習会が実施された。

2.と畜場別検査状況

畜種 と畜場名	牛			とく	馬	豚	めん羊・山羊	総計	検査日数
	肉用種	乳用種	小計						
徳島市立 食肉センター	4,193	1,282	5,475	8	59	29,082		34,624	248
日本ハム(株) 附設と畜場						133,630		133,630	245
眉山食品(株) 鳴門 食肉センター						23,521		23,521	246
美馬 食肉センター	79	2	81					81	52
株式会社 にし阿波 ビーフ	411		411					411	76
総合計	4,683	1,284	5,967	8	59	186,233		192,267	

3. 月別検査状況

と畜場	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
	畜種													
徳島市立食肉センター	牛	444	411	443	533	426	441	442	464	705	370	386	410	5,475
	とく		1	1	1	2	2	1						8
	馬	4	4	5	9	3	4	6	4	4	5	6	5	59
	豚	2,154	2,572	2,376	2,267	2,547	2,487	2,550	2,515	2,521	2,485	2,326	2,282	29,082
	緬山羊													
	小計	2,602	2,988	2,825	2,810	2,978	2,934	2,999	2,983	3,230	2,860	2,718	2,697	34,624
日本ハム(株)附設と畜場	豚	10,545	11,252	10,464	9,614	11,368	10,653	11,798	12,434	12,343	10,871	10,279	12,009	133,630
	小計	10,545	11,252	10,464	9,614	11,368	10,653	11,798	12,434	12,343	10,871	10,279	12,009	133,630
眉山食品(株)鳴門食肉センター	豚	1,780	1,919	1,949	1,913	1,951	1,822	2,050	2,240	1,969	2,152	1,834	1,942	23,521
	小計	1,780	1,919	1,949	1,913	1,951	1,822	2,050	2,240	1,969	2,152	1,834	1,942	23,521
美馬食肉センター	牛	8	8	6	6	9	6	5	7	12	3	5	6	81
	とく													
	馬													
	小計	8	8	6	6	9	6	5	7	12	3	5	6	81
株式会社にし阿波ビーフ	牛	30	22	32	33	33	33	48	34	45	35	31	35	411
	とく													
	小計	30	22	32	33	33	33	48	34	45	35	31	35	411
総合計	牛	482	441	481	572	468	480	495	505	762	408	422	451	5,967
	とく		1	1	1	2	2	1						8
	馬	4	4	5	9	3	4	6	4	4	5	6	5	59
	豚	14,479	15,743	14,789	13,794	15,866	14,962	16,398	17,189	16,833	15,508	14,439	16,233	186,233
	緬山羊													
	計	14,965	16,189	15,276	14,376	16,339	15,448	16,900	17,698	17,599	15,921	14,867	16,689	192,267

4.と畜検査結果に基づく処分

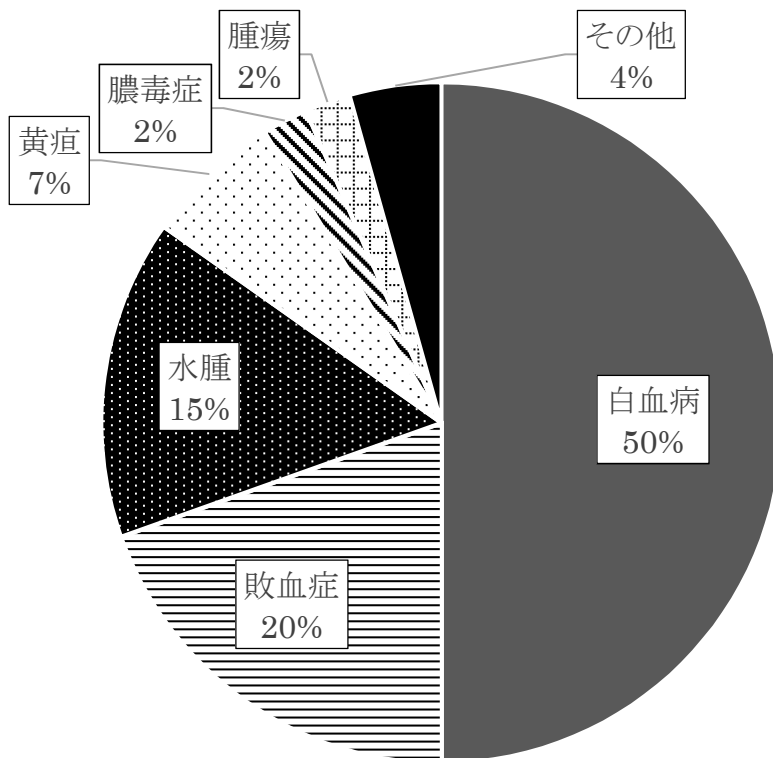
と畜場名	種別 畜種	とさつ禁止及 び 解体禁止頭数	全部廃棄 頭数	一部廃棄頭数			
				肉	内 臓	肉及び内臓	計
徳島市立食肉センター	牛	1	39	95	2,965	518	3,578
	とく		1		3	4	7
	馬			2	18	4	24
	豚		15	67	22,291	233	22,591
	緬山羊						
	小計	1	55	164	25,277	759	26,200
日本ハム(株)附設と畜場	豚	6	132	154	96,344	431	96,929
	小計	6	132	154	96,344	431	96,929
眉山食品(株)鳴門食肉センター	豚		15	26	14,513	70	14,609
	小計		15	26	14,513	70	14,609
美馬食肉センター	牛		1	6	12	1	19
	とく						
	馬						
	小計		1	6	12	1	19
株式会社にし阿波ビーフ	牛		5	13	206	19	238
	とく						
	小計		5	13	206	19	238
総合計	牛	1	45	114	3,183	538	3,835
	とく		1		3	4	7
	馬			2	18	4	24
	豚	6	162	247	133,148	734	134,129
	緬山羊						
	小計	7	208	363	136,352	1,280	137,995

5. とさつ解体禁止及び全部廃棄の疾病別頭数

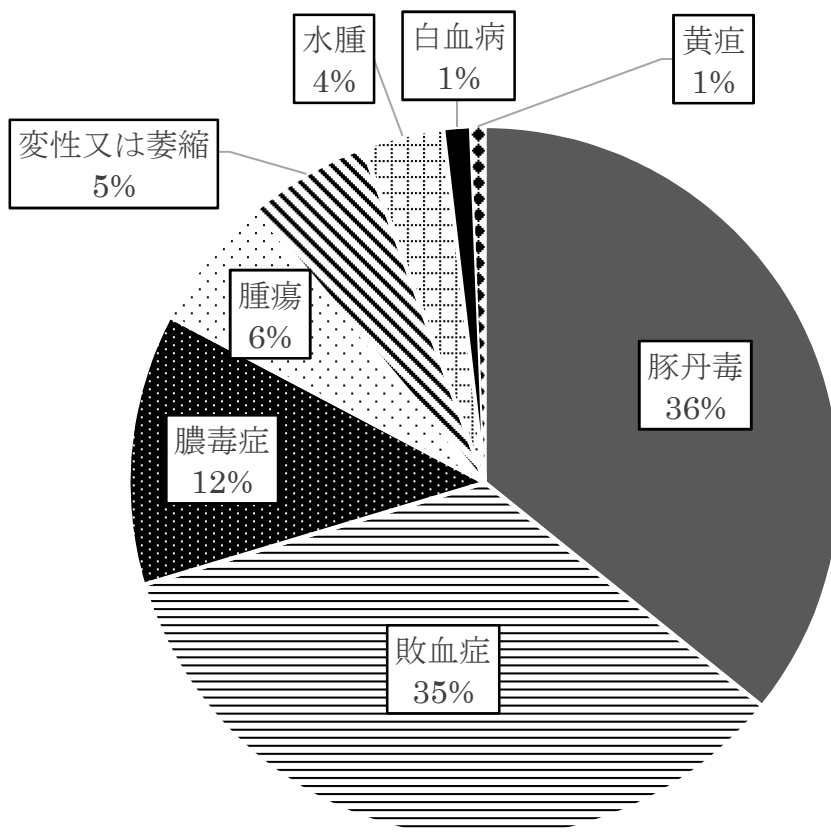
と畜場名	種別 畜種	行政処分	実頭数	総疾病数																	
				細菌病					原虫寄生虫病					その他の疾病							
				炭疽	豚丹毒	破傷風	サルモネラ病	その他	TP病	ジストマ病	囊中病	その他	膿毒症	敗血症	尿毒症	黄疸	水腫	腫瘍	中毒諸症	産物による汚染 炎症又は炎症	変性又は萎縮
徳島市立食肉センター	牛	とさつ禁止	1																		
		全部廃棄	39								1	8		3	6	20					1
	とく	とさつ禁止																			
		全部廃棄	1																		1
	馬	とさつ禁止																			
		全部廃棄																			
豚	とさつ禁止																				
	全部廃棄	15										5	5		3	1			1		
日本ハム ㈱附設 と畜場	豚	とさつ禁止	6		6																
		全部廃棄	132		58							11	44		1	1	9			8	
眉山食 品㈱鳴 門食肉 センター	豚	とさつ禁止																			
		全部廃棄	15									4	7			2	2				
美馬 食肉 センター	牛	とさつ禁止																			
		全部廃棄	1													1					
にし阿波 ビーフ	牛	とさつ禁止																			
		全部廃棄	5										1		1	3					
	とく	とさつ禁止																			
		全部廃棄																			
総合計	牛	とさつ禁止	1																		
		全部廃棄	45								1	9		3	7	24				1	
	とく	とさつ禁止																			
		全部廃棄	1																	1	
	馬	とさつ禁止																			
		全部廃棄																			
豚	とさつ禁止	6		6																	
	全部廃棄	162		58								20	56		1	6	12		9		

6. 全部廃棄処分の疾病別内訳

(牛)



(豚)



7. 病畜検査頭数及び精密検査件数

			牛	とく	馬	豚	緬山羊	計	
徳島市立 食肉 センター	検査頭数		5,475	8	59	29,082		34,624	
	病畜頭数		502	5	7	17		531	
	病畜頭数(%)		9.17%	62.50%	11.86%	0.06%		1.53%	
	精密検査	細菌	頭数	5	1		7		13
			件数	20	5		15		40
		ウイルス	頭数	12					12
			件数	126					126
		病理	頭数	20					20
			件数	170					170
		理化学	頭数	7	1	2			10
件数			11	2	2			15	
日本ハム (株)附設 と畜場	検査頭数					133,630		133,630	
	病畜頭数					46		46	
	病畜頭数(%)					0.03%		0.03%	
	精密検査	細菌	頭数				103		103
			件数				345		345
		ウイルス	頭数						
			件数						
		病理	頭数				12		12
			件数				63		63
		理化学	頭数						
件数									
眉山食品(株) 鳴門食肉 センター	検査頭数					23,521		23,521	
	病畜頭数					10		10	
	病畜頭数(%)					0.04%		0.04%	
	精密検査	細菌	頭数				6		6
			件数				15		15
		ウイルス	頭数						
			件数						
		病理	頭数				5		5
			件数				23		23
		理化学	頭数						
件数									
美馬食肉 センター	検査頭数		81					81	
	病畜頭数		3					3	
	病畜頭数(%)		3.70%					3.70%	
	精密検査	細菌	頭数						
			件数						
		ウイルス	頭数	1					1
			件数	11					11
		病理	頭数	1					1
			件数	11					11
		理化学	頭数						
件数									
(株)にし阿波 ビーフ	検査頭数		411					411	
	病畜頭数		30					30	
	病畜頭数(%)		7.30%					7.30%	
	精密検査	細菌	頭数	1					1
			件数	4					4
		ウイルス	頭数	2					2
			件数	19					19
		病理	頭数	2					2
			件数	21					21
		理化学	頭数						
件数									
総合計	検査頭数		5,967	8	59	186,233		192,267	
	病畜頭数		535	5	7	73		620	
	病畜頭数(%)		8.97%	62.5%	11.86%	0.04%		0.32%	
	精密検査	細菌	頭数	6	1		116		123
			件数	24	5		375		404
		ウイルス	頭数	15					15
			件数	156					156
		病理	頭数	23			17		40
			件数	202			86		288
		理化学	頭数	7	1	2			10
件数			11	2	2			15	

8. と畜検査の保留検査状況

保留理由	種類	保留検査実施頭数	全部廃棄数	廃棄数／検査数
尿毒症	牛	1		
	豚			
黄疸	牛	3	3	100%
	豚			
豚丹毒	豚	52	33	63%
敗血症	牛	6	4	67%
	豚	26	12	46%
腫瘍	牛	1		
	豚	1	1	100%
白血病	牛	13	12	92%
	豚	1	1	100%
水腫	牛	10	5	50%
	豚			
その他	牛	2	1	50%
	豚			
小計	牛	36	25	69%
	豚	80	47	59%
合計		116	72	62%

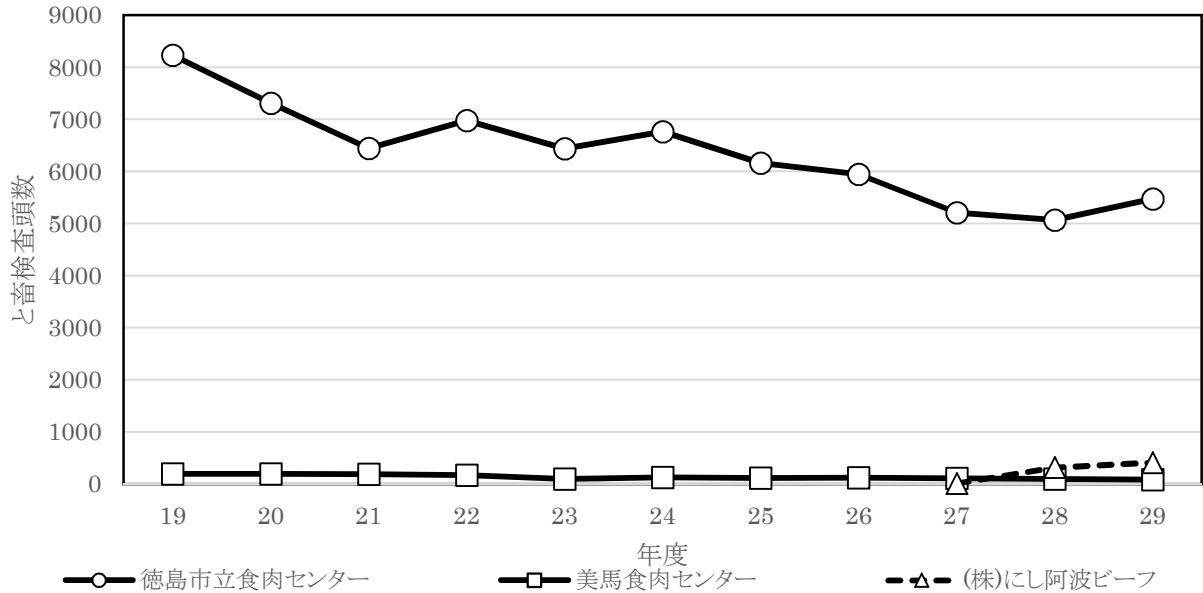
9. 残留抗菌性物質検査状況

検査項目	種類	検査頭数	陽性頭数
残留抗菌性物質	牛	1	
	とく	1	1
	豚		
合計		2	1

10.と畜検査頭数の推移

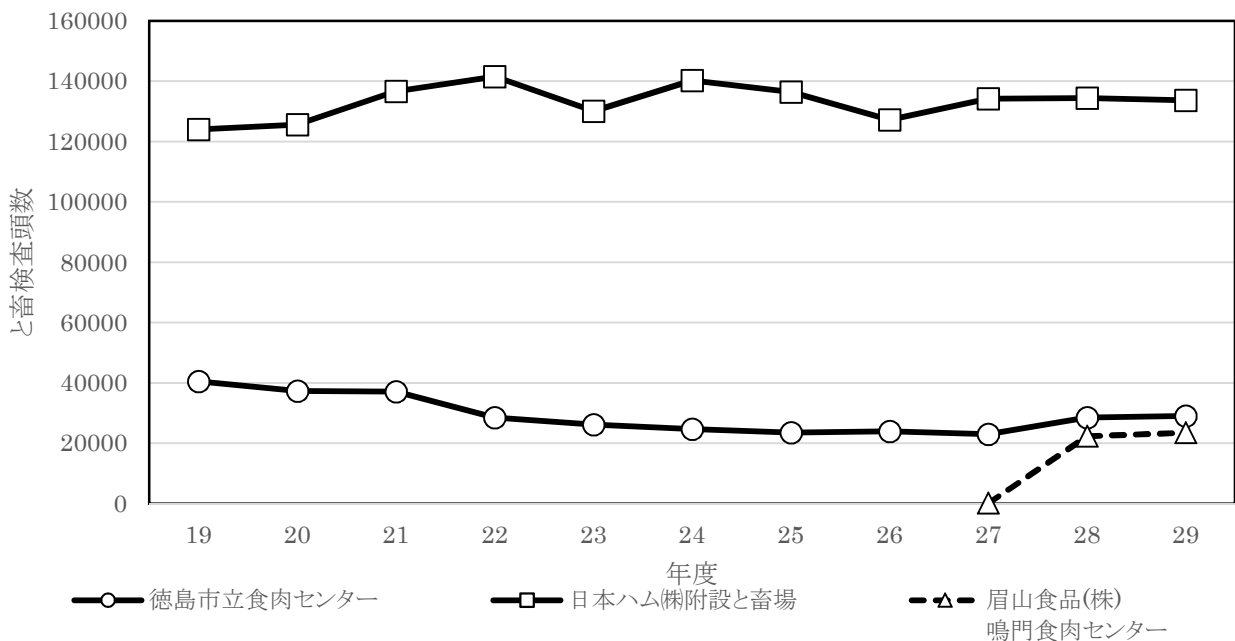
(牛)

	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
徳島市立食肉センター	8,235	7,308	6,441	6,977	6,437	6,766	6,159	5,945	5,210	5,068	5,475
美馬食肉センター	194	191	190	167	97	125	116	121	109	93	81
(株)にし阿波ビーフ									12	315	411



(豚)

	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
徳島市立食肉センター	40,465	37,339	37,128	28,504	26,176	24,659	23,575	23,928	22,984	28,499	29,082
日本ハム(株)附設と畜場	123,971	125,607	136,596	141,478	130,089	140,285	136,428	127,165	134,201	134,374	133,630
眉山食品(株) 鳴門食肉センター									202	22,326	23,521



第3章 乳肉食品等検査事業

1. 乳肉食品等検査事業の概要

食肉中の残留有害物質の排除及び食肉の微生物汚染の防止の徹底を図るため、各種の疾病診断、残留有害物質検査、残留動物用医薬品検査及び枝肉等の微生物汚染状況の検査を実施した。

細菌検査

と畜場の衛生確保対策の一環として牛・豚枝肉及び施設の拭き取り材料を検体とし、一般生菌、腸管出血性大腸菌0-157等の検査を実施した。

理化学検査

全国規模で実施されている畜水産食品の残留有害物質のモニタリング事業の一環として、県内産の畜水産食品の残留動物用医薬品の検査を実施した。

ウイルス検査その他

県内の野生鳥獣のE型肝炎ウイルス、トキソプラズマ、リケッチア、寄生虫、放射性物質等の検査を実施した。

2. 乳肉食品等の試験検査件数

検査部門	牛	豚	その他	計
細菌検査	499	312	11	822
ウイルス検査他	308	0	413	721
病理学検査	0	0	239	239
理化学検査	37	108	27	171

3. 残留有害物質モニタリング検査件数

「徳島県食肉衛生検査所残留有害物質モニタリング検査実施要領」を定め、当所にて畜水産食品を対象に動物用医薬品等のモニタリング検査を実施した。

検査項目	種類	検査件数	陽性件数
残留動物用医薬品	牛	36	0
	豚	108	0
	鶏	60	0
	アマゴ	1	0
	アユ	2	0
	ハマチ	5	0
	ウナギ	4	0
	輸入肉	15	0
残留農薬	牛	0	0
	豚	0	0
	鶏	0	0
	その他 (シカ・イノシシ)	17	0
合計		248	0

4. 枝肉及び施設等の拭き取り検査件数

衛生管理対策として、枝肉及び施設等の拭き取り検査を実施し、一般生菌数及び大腸菌群数の検証を行い、衛生管理指導の一助とした。

と畜場名	牛		豚	
	枝肉	施設その他	枝肉	施設
徳島市立食肉センター	312	14	96	0
日本ハム(株)附設と畜場			108	0
眉山食品(株)鳴門食肉センター			108	0
美馬食肉センター	20	0		
(株)にし阿波ビーフ	157	4		
その他の施設(シカ・イシシ)	3	0		
合計	492	18	312	0

5. 放射性物質検査

食品の安全性の確保を目的として、平成23年12月に「ゲルマニウム半導体検出器」を新たに設置し、県内産及び指示自治体等から県内のと畜場に搬入され解体された牛の肉や県内に流通する食品を対象とし、これらに含まれる放射性物質について検査を実施した。

検査件数

品目	検体数	違反検体数
魚介類	11	0
魚介類加工品	12	0
肉卵類,その加工品	45	0
乳製品	13	0
穀類,その加工品	12	0
野菜果物類,その加工品	86	0
菓子類	0	0
清涼飲料水	9	0
酒精飲料	0	0
缶詰瓶詰食品	1	0
その他の食品	1	0
シカ・イシシ	35	0
総計	225	0

第4章 牛海綿状脳症対策事業

1. 牛海綿状脳症対策事業の概要

平成 13 年 9 月に我が国初の伝達性牛海綿状脳症（BSE）が確認されて以来，生産段階において牛の飼料規制，と畜場においては特定部位の除去と管理，BSE スクリーニング検査を行ってきた。

それ以降，新たな BSE に関する知見，平成 15 年以降出生の牛で BSE 発症が認められないこと等を踏まえ，人に対する BSE 感染リスク評価の見直しも行われ，対策にも変更が加えられてきた。

発生当初のスクリーニング検査対象は，食肉用に供される全ての牛であったが，平成 25 年 7 月から検査対象は 48 ヶ月齢以上に変更された。

平成 29 年 4 月からは健康牛に対する BSE スクリーニング検査は廃止となり，生体検査において原因不明の神経症状または原因不明の全身症状を示す 24 ヶ月齢以上の牛について実施することとなった。

本県においても症状を呈する牛全てに BSE 検査対象牛チェックを行い，と畜検査の結果，平成 29 年度には BSE スクリーニング検査の対象となる牛はなかった。

と畜場において特定部位は除去・管理・焼却し，と畜検査の実施により，食肉の安全・安心の確保に努めた。

2. 牛海綿状脳症（BSE）スクリーニング検査件数

該当なし

3. めん羊・山羊の伝達性海綿状脳症（TSE） スクリーニング検査件数

該当なし

第5章 食鳥指導事業

1. 食鳥指導事業の概要

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成3年4月1日施行）に基づく食鳥検査については、徳島県知事指定検査機関である「公益社団法人 徳島県獣医師会・食鳥検査センター」に委任している。

県内の食鳥処理場は13施設であり、その内検査対象処理施設である大規模食鳥処理場が5施設、認定小規模処理施設が8施設となっており、平成29年度の食鳥処理羽数は約24,127千羽と前年比較し約2,19千羽の増加となった。

食肉衛生検査所は、食鳥肉の衛生確保を目的とし、食鳥処理場へ立ち入り監視を行い、施設設備の改善及び衛生管理指導を実施するとともに、収去検査による微生物検査や残留有害物質検査を実施し食鳥肉の安全と衛生確保に努めている。

また、食鳥検査に伴う精密検査実施規定により、食鳥検査の精度向上のための協力を行っている。

2. 食鳥処理施設

施設の種別		施設数
大規模 食鳥処理場	年間処理羽数1,000万羽以上の施設	0
	年間処理羽数500万羽以上の施設	1
	年間処理羽数100万羽以上の施設	4
	年間処理羽数30万羽以上の施設	0
認定小規模 食鳥処理場	とさつ及び内臓の摘出の両方を行う施設	4
	内臓の摘出のみを行う施設	4
計		13

平成30年3月31日現在

3. 食鳥処理の状況

(単位：羽)

		生 鳥 処理羽数	丸と体 処理羽数	丸と体 出荷羽数	とさつ解体 禁止羽数	廃 棄 羽 数
ブ ロ イ ラ ー	大規模食鳥処理場	23,535,594		34,432	76,298	439,856
	認定 小規模 食鳥 処理場	103,208	9,852	0	0	829
	内臓の摘出のみ を行うもの		5,010		0	0
	小 計	23,638,802	14,862	34,432	76,298	440,685
成 鶏	大規模食鳥処理場	415,168		0	12,849	3,591
	認定 小規模 食鳥 処理場	58,460	0	0	0	0
	内臓の摘出のみ を行うもの		0		0	0
	小 計	473,628	0	0	12,849	3,591
合 計	大規模食鳥処理場	23,950,762		34,432	89,147	443,447
	認定 小規模 食鳥 処理場	161,668	9,852	0	0	829
	内臓の摘出のみ を行うもの		5,010		0	0
	計	24,112,430	14,862	34,432	89,147	444,276

4. 食鳥検査羽数及び食鳥のとさつ、内臓の摘出禁止又は廃棄したものの原因

		ブロイラー			成 鶏			計			
検査羽数		23, 535, 594			415, 168			23, 950, 762			
		禁止	全部 廃棄	一部 廃棄	禁止	全部 廃棄	一部 廃棄	禁止	全部 廃棄	一部 廃棄	
処分実羽数		76, 298	148, 539	291, 317	12, 849	3, 591		89, 147	152, 130	291, 317	
疾病別	ウイルス・クラミジア病	鶏痘									
		伝染性気管支炎									
		伝染性喉頭気管炎									
		ニューカッスル病									
		鶏白血病					3			3	
		封入体肝炎									
		マレック病	87	4, 326			2		87	4, 328	
		その他									
	細菌病	大腸菌症	4, 777	33, 401			327		4, 777	33, 728	
		伝染性コリーザ									
		サルモネラ病									
		ブドウ球菌症		13			5			18	
		その他									
	その他	毒血症									
		膿毒症		1						1	
		敗血症		1, 073			1			1, 074	
		真菌症									
		原虫病 (トキソプラズマ病を除く)			2, 772						2, 772
	羽の	寄生虫病	7	43	113				7	43	113
		変性	11, 365	28, 353	32, 286		100		11, 365	28, 453	32, 286
尿酸塩沈着症				15						15	
水腫			29						29		
腹水症		9, 432	39, 678			245		9, 432	39, 923		
出血			427	103, 370		18			445	103, 370	
炎症		19	12, 590	147, 592		659		19	13, 249	147, 592	
萎縮			5	5, 071					5	5, 071	
腫瘍		1	2, 687	28		2, 029		1	4, 716	28	
臓器の異常な形等		1	22					1	22		
疾病	異常体温										
	黄疸	43	422			2		43	424		
	外傷			46						46	
	中毒諸症										
	削瘦及び発育不良	40, 734	19, 935		12, 156	151		52, 890	20, 086		
	放血不良	7, 277	3, 447		693	14		7, 970	3, 461		
	湯漬過度	2, 392	463			2		2, 392	465		
	その他	163	1, 624	24		33		163	1, 657	24	
	計	76, 298	148, 539	291, 317	12, 849	3, 591		89, 147	152, 130	291, 317	

5. 許可，変更，認定等の件数

区分	施設数	許可件数	休・廃止 件数	変更件数	確認規程 認定件数	確認規程 廃止件数	衛生管理者 配置・変更人 数
大規模 食鳥処理場	5	0	0	0			1
認定小規模 食鳥処理場	8	0	0	0	0	0	0
計	13	0	0	0	0	0	1

平成30年3月31日現在

6. 指導等の状況

(単位：件数)

区分	指導件数			法第20条の措置		
	監視件数	指導件数	指導票 交付数	とさつ等 の禁止	消毒等 の命令	廃棄等 の措置
大規模 食鳥処理場	48	11	0	0	0	0
認定小規模 食鳥処理場	15	5	0	0	0	0
計	63	16	0	0	0	0

7. 収去検査等の状況

区分	収去検査			その他の 採取方法による検査	
	検体数	細菌検査	残留抗生物質 検査	細菌検査 検体数	その他 件数
大規模 食鳥処理場	20	0	20	60	27
認定小規模 食鳥処理場	0	0	0	0	0
計	20	0	20	60	27

8. 精密検査件数

	病理学検査	ウイルス検査
件数	269	206

第6章 調査研究・啓発事業等

1. 研修・学会等の状況

平成29年度

8月 四国4県食品衛生監視員研修会（香川）

「管内と畜場における HACCP 導入事例について」

9月 獣医学術四国地区学会（香川）

「管内新設と畜場における HACCP 導入の取り組みについて」

「徳島県内食鳥処理場で確認された鶏マラリアについて」

全国公衆衛生獣医師協議会 調査研究発表会（東京）

「徳島県において検出されたE型肝炎ウイルス（HEV）の遺伝子解析」

10月 全国食肉衛生検査所協議会 中国・四国ブロック会議及び技術研修会（鳥取）

「管内と畜場における拭き取り検査結果に基づく衛生指導について」

1月 公衆衛生情報研究協議会研究会（埼玉）

「徳島県における動物由来感染症対策の現状」

2. 啓発事業等の状況

1) 衛生講習会

管内と畜場の設置者・管理者が実施する講習会に出席し，作業従事者等に対し衛生講習を実施した。

2) 公衆衛生分野のインターンシップ事業

食肉衛生検査所をはじめとした公衆衛生獣医師の業務に理解や興味をもってもらい，また食肉の安全・安心に関する正しい知識の啓発のためにインターンシップ事業を実施した。

(参加者)

栄養学科の大学生 (75名)

獣医学科の大学生 (7名)

3) と畜場・食鳥処理場HACCP推進事業

HACCPシステムをと畜場・食鳥処理場に導入することによって衛生管理を高度化し，さらに「徳島県衛生管理認証（徳島県版HACCP認証制度）」に基づく認証を推進するため，講習・技術研修会・衛生指導等を実施した。その結果，と畜場2カ所が認証を取得した。これにより，県内のと畜場4カ所及び大規模食鳥処理場5カ所にHACCPシステムが導入された。

各と畜場の担当者会議における衛生指導（週1回～月1回）

徳島県食鳥処理場HACCP推進協議会総会（6月）

〃 技術研修会（12月）

〃 研修会（2月）

食鳥処理衛生管理者研修会（2月）

4) 食鳥処理場における高病原性鳥インフルエンザ机上訓練

有事の際に迅速かつ的確な対応がとれるよう，大規模食鳥処理場で高病原性鳥インフルエンザが発生した場合を想定した机上訓練を実施した。